

監 査 公 表

令和 3 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 8 日

高知市監査委員 細 川 哲 也
 高知市監査委員 金 子 努
 高知市監査委員 下 元 博 司
 高知市監査委員 清 水 おさむ

令和 3 年度の定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況は、下記のとおりである。

記

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>総務部情報政策課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 高度情報通信環境整備促進事業費補助金交付要領の制定に係る意思決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。 決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。 決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>総務部情報政策課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの 御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和 4 年 1 月 24 日）。 今後は、意思決定等決裁行為を行う際には、事前に職務権限の確認を確実に行ってまいります。</p>
<p>総務部総務課</p> <p>○ 調定兼徴収簿を作成すべきもの 現金で収納する公衆電話通話料について、調定兼徴収簿を作成すべき事態が見受けられた。 歳入の調定は、会計規則第 26 条第 1 項によれば、収支命令者は、市税及び税外諸収入金の収納手続をするとき、徴収原簿又は調定兼徴収簿等について所属年度、会計別、歳入科目、金額及び納入義務者等に誤りがないかを調査し、誤りがないものについては、会計管理者に調定の通知をしなければならないとされている。 調定兼徴収簿については、同規則に基づき作成されたい。</p> <p>○ 貸付料の収納事務を適正にしていないもの 本庁舎食堂及び売店に係る行政財産の貸付料について、収納事務を適正にしていない事態が見受けられた。 月額による貸付料については、当該契約に基づき毎月払として前月末を納期としているが、これ</p>	<p>総務部総務課</p> <p>○ 調定兼徴収簿を作成すべきもの 御指摘を受けて、令和 4 年 4 月分から調定兼徴収簿を作成し、適正に事務を執行しております。 また、調定兼徴収簿の作成については、令和 4 年 4 月の課内会で改めて周知し、会計規則に基づく適正な事務処理を徹底しております。</p> <p>○ 貸付料の収納事務を適正にしていないもの 令和 4 年度からは、4 月分については前年度の歳入とし、契約書どおり 3 月末までの納入期限といたしました。 調定区分を反復調定に改め、1 年分の納入通知を 4 月に発行し、納期に対して納入の遅れが</p>

<p>と異なる納期を定めて納入の通知をしており、契約に基づく納期に対して納入の遅れが生じているものである。</p> <p>また、当該収入は、地方自治法施行令第142条第1項第1号に定める納期の一定している収入であるが、令和3年4月分の貸付料について見ると、同年4月9日に納入の通知を行ったことから、同条第2項の規定に基づき納入通知書を発した日の属する令和3年度の歳入としている。しかし、本件契約は前月末を納期としていることから、本来の会計年度所属区分は、その納期の末日である同年3月31日の属する令和2年度となるものである。</p> <p>貸付料の収納事務については、契約に基づき適正に行われたい。</p>	<p>生じないように適正に事務を執行しております。</p>
<p>総務部文書法制課</p> <p>○ 公印使用に係る審査及び照合を適正にしているもの</p> <p>市長印の使用に当たり、管守者等の審査及び照合を適正にしている事態が見受けられた。</p> <p>高齢者支援課からの委嘱書への押印申請については、公印種別を誤って申請されたが、申請内容を十分確認しなかったことから、文書法制課長が管守する一般用市長印を押印させているものである。</p> <p>公印規則によれば、委嘱書は、人事課長が管守する専用市長印を押印することとされている。</p> <p>公印使用に係る審査及び照合については、同規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>総務部文書法制課</p> <p>○ 公印使用に係る審査及び照合を適正にしているもの</p> <p>高知市公印規則に基づく公印の審査について、公印の使用対象文書・用途を確認し、公印規則に基づいた処理を行うよう、令和3年度に課内で口頭で周知徹底いたしました。</p> <p>また、公印申請をする部署の職員も日頃から意識できるよう公印押印場所に、「委嘱書には人事課の公印を押印する」旨の掲示を行いました。</p>
<p>総務部契約課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしているもの</p> <p>1件1億円以上1億5,000万円未満の清掃工場2号焼却炉ろ布取替工事の支出負担行為書について、専決権者である副市長の決裁を受けておらず、また、部長及び副部長の押印なく事務を執行している事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>総務部契約課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしているもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、令和3年11月9日に職務権限に基づく正しい専決権者の決裁を受けました。</p> <p>御指摘を受けた後の直近の課内会で、支出負担行為書が担当者の手元に戻ってきた際に専決権者の決裁印の確認を徹底するよう周知し、適正に事務を執行しております。</p>
<p>防災対策部地域防災推進課</p> <p>○ 委託業務の履行確認を適正にしているもの</p> <p>津波避難ビル用資機材保守点検業務の委託契約に当たり、履行確認を適正にしている事態が見受けられた。</p> <p>本件業務の仕様書で定めた実績報告書「保守点検チェック表」について、点検対象施設全153件</p>	<p>防災対策部地域防災推進課</p> <p>○ 委託業務の履行確認を適正にしているもの</p> <p>御指摘のありました委託業務の履行確認について、受託業者に対して未提出の78件の保守点検チェック表の作成と提出を依頼し、令和4年3月4日に当該保守点検チェック表の提出があり、再検査した結果、契約内容に合致している</p>

<p>中78件分が作成されていないにもかかわらず、受託者に提出を求めることなく検査を合格としているものである。</p> <p>所管課は、当該委託期間中78件の点検を終了した時点で「保守点検チェック表」が作成されていなかったことから、この時点で点検未実施であった残り75件については「保守点検チェック表」の提出を受けたが、上記78件分については、別途の資料、現地確認及び口頭確認で履行確認を行ったものの、文書による記録をしていなかったものである。</p> <p>実績報告書の作成は委託業務の一部であり、履行確認の根拠となるものであることから受託者に改めて作成・提出を求めるべきである。また、別途の方法により履行確認を行ったものについては、履行の実績を合理的に裏付け、説明責任が果たせるよう文書による記録をしておく必要がある。</p> <p>委託業務の履行確認については、適正に行われたい。</p>	<p>ことを確認し、合格としました。</p> <p>今後は、契約書及び仕様書に基づく業務が確実に履行されていることの確認を行うとともに、適正な事務処理を進めてまいります。</p>
<p>財務部財産政策課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件1,000万円以上の総合あんしんセンター1階及び本庁舎2階自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付契約に当たり、専決権者である部長の決裁を受けずに事務を執行している事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>財務部財産政策課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和3年9月28日）。</p> <p>御指摘を受けた後の直近の課内会で、起案紙が担当者の手元に戻ってきた際に専決権者の決裁印の確認を徹底するよう周知し、適正に事務を執行しております。</p>
<p>財務部管財課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件500万円以上2,000万円未満の公用車（6台）の購入決定に当たり、専決権者である担当副市長の指定を誤って決裁を受けている事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p> <p>○ 法定外公共物の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>法定外公共物の使用許可に当たり、事務手続を適正にしていない事態が多数見受けられた。</p>	<p>財務部管財課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和4年1月20日）。</p> <p>今後、起案紙を作成する際には、職務権限を確認し、適正な専決権者の指定を行うことを徹底してまいります。</p> <p>○ 法定外公共物の使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>法定外公共物の使用許可に係る起案文書に添付が遺漏していた書類については、添付を行い</p>

<p>法定外公共物の使用許可に係る事務手続については、使用許可に係る適正な判断を行うとともに、不適正な使用許可を行うリスクを減らすためにも、起案文書に添付すべき書類に遺漏がないよう事務手続を適正に行われたい。</p> <p>(1) 法定外公共物の使用許可に係る起案紙に使用許可申請書を添付していないもの</p> <p>(2) 法定外公共物使用許可証（案）に、許可対象の数量を別紙のとおりと記載しているものの、当該別紙を添付していないもの（5件）</p> <p>(3) 法定外公共物の使用許可の期間の更新に係る起案紙に許可対象者を別紙「対象者一覧」参照と記載しているものの、当該別紙を添付していないもの</p>	<p>ました。</p> <p>今後、管財課での決裁審査において一層のチェック強化に取り組むとともに、適正な事務執行を徹底してまいります。</p>
<p>財務部市民税課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件2,000万円未満の個人住民税システムの令和3年度課税状況調に関する業務の委託契約に係る予定価格の決定に当たり、専決権者である課長の決裁を受けることなく事務を執行している事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>財務部市民税課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました。（決裁日：令和3年9月24日）</p> <p>今後は、決裁後の書類が担当者の手元に戻ってきた際に、専決権者の決裁印の確認を徹底するように、指摘後の課内会で周知いたしました。</p>
<p>財務部資産税課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けることなく事務を執行している事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>財務部資産税課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>押印がなかった決裁欄に対して押印いたしました。（決裁日：令和3年10月6日）</p> <p>決裁後、庶務担当係長又は課長補佐が決裁欄を確認し、押印の確認を徹底しております。</p>
<p>市民協働部人権同和・男女共同参画課</p> <p>○ 行政財産の目的外使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>行政財産の目的外使用許可に当たり、事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>春野弘岡中市民会館敷地内への防災倉庫の設置については、目的外使用許可の更新手続がなされていなかったことから、約10か月にわたり目的外使用許可のない状態で使用をさせていたものである。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る事務手続に</p>	<p>市民協働部人権同和・男女共同参画課</p> <p>○ 行政財産の目的外使用許可に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>更新手続がなされていなかった令和2年4月1日以降について、申請者から令和3年1月20日付けで更新申請書の提出があり、令和3年2月3日付けで令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間について、一部期間遡及し目的外使用を許可しました。</p> <p>現在、使用許可を出している案件について、一覧表を作成し、年度ごとに期限が終了するも</p>

<p>については、財産条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>のがすぐに分かるようにしました。 今後は、許可の更新状況について確認を徹底し、遺漏のないように適正に事務を行ってまいります。</p>
<p>市民協働部中央窓口センター</p> <p>○ 契約書の作成を適正にしていないもの 業務の委託契約及び賃貸借契約に当たり、契約書の作成を適正にしていない事態が多数見受けられた。</p> <p>契約とは、一定の法律効果の発生を目的として、複数の当事者が互いに相対する意思表示を行い、それが合致することによって成立する行為であることから、その合意内容である契約書については、契約を履行する上で必要な事項に関し、具体的かつ明確な内容を備えたものを作成しなければならないとされている。</p> <p>契約書の作成については、適正に行われたい。</p> <p>(1) 契約書に損害賠償に係る条項を規定していないもの (マイナンバーカード交付センターの通信網の整備に関する業務の委託契約ほか9件)</p> <p>(2) 契約書に検査及び支払に係る条項を規定していないもの (デジタル手続法の施行に伴うファイアウォール機器に係る保守業務の委託契約)</p>	<p>市民協働部中央窓口センター</p> <p>○ 契約書の作成を適正にしていないもの 令和4年度以降の契約では、担当者は起案時に行政事務支援システムの全庁掲示板及び共有文書を確認し契約課作成の最新の契約書のひな型を引用して契約書を作成するとともに、決裁の過程で最新のひな型を引用していることを確認することとしております。また、相手方様式を使用する場合は、内容を全て確認し、相手方と協議した上で、本市の規定を盛り込んでいます。</p>
<p>健康福祉部地域共生社会推進課</p> <p>○ 補助金の概算払の必要性を適正に確認していないもの 社会福祉厚生事業補助金について、概算払の必要性を適正に確認していない事態が見受けられた。</p> <p>本件補助金は、事業費を早期に支出するためとして、令和3年5月20日に概算払の方法により補助金交付決定額全額を交付しているところ、補助事業に係る資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料が提出されておらず、概算払の必要性を確認できないものである。</p> <p>補助金は、完了払による交付が原則であることから、概算払の審査は、概算払によらなければ交付目的を達成できないなどの特別な事情を明らかにした上で交付を決定するものであり、資金計画表など資金が不足することを証する客観的な資料を求めるなど、交付時期及び交付額について慎重に検討する必要がある。</p> <p>補助金の概算払については、必要性を適正に確認されたい。</p>	<p>健康福祉部地域共生社会推進課</p> <p>○ 補助金の概算払の必要性を適正に確認していないもの 補助金は、完了払による交付が原則であることに立ち返り、概算払の必要性については資金計画等について相手方に客観的な資料を求めるなどして把握等した上で、検討することとしてまいります。</p>
<p>健康福祉部介護保険課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p>	<p>健康福祉部介護保険課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p>

<p>1件200万円以上500万円未満のプリンタ用消耗品の購入決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和4年7月5日）。</p> <p>今後は、前年度起案内容を安直に流用するのではなく、課内で職務権限規程を十分に確認し、適正な事務執行を確実に行ってまいります。</p>
<p>健康福祉部保険医療課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件300万円以上1,000万円未満の国保特定健康診査結果説明会業務の委託契約に係る予算執行決定及び入札実施の意思決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったため、部長専決事項であるものを課長決裁としている事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>健康福祉部保険医療課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和3年11月15日）。</p> <p>今後は、意思決定等決裁行為を行う際には、事前に職務権限の確認を確実に行ってまいります。</p>
<p>健康福祉部障がい福祉課</p> <p>○ 契約に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>身体障害者等社会参加応援バス運行・管理業務の委託契約に当たり、委託先が加入する自動車保険について、仕様書と異なっている事態が見受けられた。</p> <p>仕様書では、使用車両に対する自動車保険の車両保険の支払額について「免責なし」としているところ、保険内容を十分に確認しなかったことから、「免責金額1回目事故10万円・2回目以降事故10万円」等として加入しているものである。</p> <p>結果として、保険適用すべき事象は発生しなかったものの、必要とする保険金が支払われないリスクを生じさせることは適切ではない。</p> <p>委託契約に係る事務手続については、契約に基づき適正に行われたい。</p>	<p>健康福祉部障がい福祉課</p> <p>○ 契約に係る事務手続を適正にしていないもの</p> <p>令和3年10月25日から1年間を契約期間とする自動車保険は、仕様書どおり免責なしの内容のものになっています。</p> <p>現在の自動車保険の保険期間は令和4年4月1日から1年間となっており、今後は委託契約を締結する際に、自動車保険証券の内容が仕様書に沿ったものであることを確実に確認してまいります。</p>
<p>健康福祉部高齢者支援課</p> <p>○ 決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>例文決裁簿について、専決権者である課長の決裁を受けず、また、公印使用に係る審査を受けることなく事務を執行している事態が多数見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議し</p>	<p>健康福祉部高齢者支援課</p> <p>○ 決裁及び公印使用に係る審査を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>決裁及び公印規則に係る審査を要する事務について、現地調査実施のあった日に、課内で日常業務のてびきの内容を回覧し、御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和3年10月29日）。</p> <p>今後は、公印使用に係る審査を受けること及</p>

<p>なければならず、また、公印を押印しようとする者は、管守者又は取扱責任者に押印を必要とする文書等を提示した上で、審査及び照合を受けなければならないとされている。</p> <p>決裁及び公印使用に係る審査を要する事務については、職務権限及び公印規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>び起案紙が担当者の手元に戻ってきた際に専決権者の決裁印の確認をすることを徹底してまいります。</p>
<p>健康福祉部基幹型地域包括支援センター</p> <p>○ 公印の使用を適正にしていないもの</p> <p>市長印の使用に当たり、委嘱書に文書法制課長が管守する一般用市長印を使用している事態が見受けられた。</p> <p>公印規則によれば、委嘱書は、人事課長が管守する専用市長印を押印することとされている。</p> <p>公印の使用については、同規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>健康福祉部基幹型地域包括支援センター</p> <p>○ 公印の使用を適正にしていないもの</p> <p>市長印の誤使用が判明した時点で、既に委嘱書発送が完了しており、回収、差し替えが困難でした。</p> <p>委嘱書に押印する市長印は、人事課管守の市長印であることを担当間で再確認するとともに、再発防止のため、事務手順、押印見本等を、各事業の最新の委嘱決裁とともに保管いたします。</p>
<p>上下水道局企画財務課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件1,000万円以上3,000万円未満の上下水道局本庁舎新築工事に伴う地質調査業務の委託契約に当たり、決裁区分の適用を誤ったことから、職務権限を有する者の決裁を受けずに事務の執行をしている事態が複数見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p> <p>(1) 予定価格の決定について、局長決裁とすべきものを課長決裁としているもの(2件)</p> <p>(2) 契約締結について、局長決裁とすべきものを課長決裁としているもの</p>	<p>上下水道局企画財務課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました(決裁日:令和4年1月24日)。</p> <p>今後は、意思決定等決裁行為を行う際には、上下水道局職務権限規程に定める決裁区分の確認を確実に行ってまいります。</p>
<p>上下水道局総務課</p> <p>○ 要綱を改正していなかったもの</p> <p>上下水道局職員駐車場使用料要綱について、改正をしていなかった事態が見受けられた。</p> <p>会計年度任用職員の駐車場使用料の取扱いについては、令和2年4月1日施行の地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い同要綱を改正すべきところ、同要綱を改正していなかったものである。</p> <p>同要綱については、改正されたい。</p> <p>○ 固定資産に係る事務手続を適正にしていないもの</p>	<p>上下水道局総務課</p> <p>○ 要綱を改正していなかったもの</p> <p>法改正(この場合は職員の身分制度)に伴う例規、要綱等の改正の必要性を判断する場合、主管担当(この場合は人事関連)の例規等だけではなく、課内全体の例規等を精査してまいります。</p> <p>また、使用許可等の起案一式には、必ず根拠となる要綱等を添付し、適用する規定が適切な状態であるかについても起案時に確認してまいります。</p> <p>令和4年1月19日に会計年度任用職員制度の導入に係る要綱の改正を行いました。</p> <p>○ 固定資産に係る事務手続を適正にしていないもの</p>

<p>固定資産について、一部を抽出して検査したところ、事務手続を適正にしていない事態が見受けられた。</p> <p>令和2年12月「令和2年度上下水道局固定資産実地調査」の実施において、空気呼吸器が過年度廃棄済みであったことから、浄水課から総務課に対し廃棄済みの報告をしていたが、総務課での固定資産台帳の修正手続がなされていなかったものである。</p> <p>上下水道局固定資産管理規程第5条によれば、総務課長は、固定資産台帳を備え、固定資産の増減異動を記録整理し、常にその現状を明らかにしておかなければならないとされている。</p> <p>固定資産に係る事務手続については、同規程に基づき適正に行われたい。</p>	<p>これまでは総務課管財担当が、固定資産実地調査による各所属での固定資産実地調査の結果についてエクセルデータのみ提出を求めていましたが、令和3年度から除却の場合は固定資産異動報告書も提出を求めることとしました。</p> <p>また、総務課管財担当が、同実地調査結果の報告という形で起案をし、当該年度の決算において除却する固定資産について課内で共有をすることとしました。</p> <p>なお、処分済みの空気呼吸器に係る固定資産の除却処理については、令和3年度決算において浄水課から固定資産異動報告書の提出を受け、除却処理を実施しました。</p>
<p>上下水道局浄水課</p> <p>○ 企業用固定資産の使用料の算定を適正にしていないもの</p> <p>企業用固定資産の使用許可に当たり、使用料の算定を適正にしていない事態が複数見受けられた。</p> <p>送電線及び地中管路に係る使用許可については、延長に1メートル未満の端数があるにもかかわらず、誤って端数を切り上げることなく算定したことから、使用料を過少に徴収しているものである。</p> <p>線類及び水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものに係る使用料の算定については、上下水道局総務課長通知において、延長が1メートル未満であるとき又は延長に1メートル未満の端数があるときは、1メートルに切り上げて計算することとされている。</p> <p>企業用固定資産の使用料の算定については、上下水道局固定資産管理規程等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>上下水道局浄水課</p> <p>○ 企業用固定資産の使用料の算定を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました企業用固定資産使用料の算定につきましては、令和3年4月1日付け3高水指令浄水第10号（針木浄水場外の土地）の使用許可に係る条件を、令和4年3月31日付け3高水浄水指令第31号において変更いたしました。</p> <p>また、令和3年4月1日付け3高水指令浄水第14号（北部高地区配水池用地）の使用許可に係る条件につきましても、令和4年3月31日付け3水指令浄水第32号において変更いたしました。それぞれの不足額につきましては、追加徴収の処理を行い、既に納付されています。</p> <p>今後は、企業用固定資産使用料の算定について、上下水道局固定資産管理規程等に基づき適正な処理を行ってまいります。</p>
<p>上下水道局下水道施設管理課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>1件1,000万円以上の瀬戸水再生センター産業廃棄物処分業務の委託に係る予算執行決定に当たり、決裁区分の適用を誤ったことから、上下水道事業管理者決裁であるものを局長決裁としている事態が見受けられた。</p> <p>決裁を要する事務については、職務を執行するに当たっての責任と権限である職務権限に基づいた決裁を受けるとともに、必要に応じて合議しなければならないとされている。</p> <p>決裁を要する事務については、職務権限に基づき適正に行われたい。</p>	<p>上下水道局下水道施設管理課</p> <p>○ 決裁を要する事務の執行を適正にしていないもの</p> <p>御指摘のありました決裁につきましては、職務権限に基づき、正しい専決権者の決裁を受けました（決裁日：令和4年1月24日）。</p> <p>今後は、意思決定等決裁行為を行う際には、上下水道局職務権限規程に定める決裁区分の確認を確実に行ってまいります。</p>
<p>消防局</p> <p>○ 現金の収納事務を適正にしていないもの</p>	<p>消防局</p> <p>○ 現金の収納事務を適正にしていないもの</p>

中央消防署予備車庫棟会議室の空調料金について、現金の収納事務を適正にしていない事態が見受けられた。

令和元年10月1日に運用開始となった会議室のコイン式空調機の使用料金については、出納員の設置がないにもかかわらず現金を取り扱い、また、収納金の金融機関への払込みについても遅延が常態化しているものである。

現金の出納に関する事務は会計管理者の権限に属するものであり、現金を取り扱うときはその事務の委任を受けた出納員を設置しなければならず、会計規則第81条第2項の規定によれば、所属長は、出納員の設置を必要とするときは、事務内容を付して会計管理者を経て市長に申請することとされている。

上記の現金の取扱いは、会計処理上の基本的な知識の欠如によるものであり、公金事故が発生するリスクにつながるとともに、組織内のチェック機能が働いていなかったことなどによると認められる。

現金の収納事務については、会計規則に基づき適正に行われたい。

高知市会計規則第81条に基づき出納員の設置について申請を行い、令和4年3月1日付けで公布・施行されました。今後は、同規則に基づき設置された出納員が現金の収納事務を行います。また、新たに出納員の設置が必要となった際は、速やかに申請を行います。

また、現金徴収後は、収納金を金融機関へ速やかに払い込むよう徹底してまいります。